

第3回呉市・川尻町合併協議会次第

平成15年5月29日(木)14時30分
川尻町総合文化センター 4階 会議室

- 1 挨拶
会長 小笠原 臣 也
副会長 渡 邊 正 弘
- 2 開 会
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 新任委員自己紹介
- 5 議 案
議案第 4号 平成14年度呉市・川尻町合併協議会決算について
- 6 協議事項

行政制度等に関する協議事項（各種事務事業の取扱い）

[今回提案項目]

- 協議第19号 福祉制度について
- 協議第20号 介護保険事業について
- 協議第21号 国民健康保険事業について
- 協議第22号 保健・医療制度について
- 協議第23号 環境事業について
- 協議第24号 商工業・観光の振興について
- 協議第25号 農林水産業の振興について
- 市町村建設計画の作成に関する協議事項
- 協議第18号 新市建設計画（継続協議案件）

- 7 その他
- 8 挨拶
中 田 清 和 委 員
綿 野 成 泰 委 員
- 9 閉 会

第3回呉市・川尻町合併協議会出席者

(呉市)

会 長	呉 市 長	小 笠 原 臣 也
委 員	呉 市 助 役	川 崎 初 太 郎
委 員	呉 市 助 役	赤 松 俊 彦
委 員	呉 市 議 会 議 長	中 田 清 和
委 員	呉 市 議 会 副 議 長	下 西 幸 雄
委 員	呉市議会広域行政対策特別委員会委員長	岩 原 椋
委 員	呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長	石 崎 元 成
委 員	呉商工会議所専務理事	岩 城 公 順
委 員	呉市自治会連合会会長	梅 河 内 秀 登
委 員	呉市女性連合会副会長	馬 場 理 子
委 員	呉市社会教育委員兼公民館運営審議会委員	平 田 久 夫
委 員	呉市PTA連合会会長	森 政 雄

(川尻町)

副会長	川 尻 町 長	渡 邊 正 弘
委 員	川 尻 町 助 役	扇 谷 恒 範
委 員	川 尻 町 議 会 議 長	綿 野 成 泰
委 員	川 尻 町 議 会 副 議 長	三 京 玉 男
委 員	川尻町議会合併問題調査特別委員会委員長	大 下 淑 光
委 員	川尻町議会合併問題調査特別委員会副委員長	倉 田 良 美
委 員	川尻商工会副会長	花 本 康 彦
委 員	川尻町自治連合会会長	河 野 温 三
委 員	川尻町女性会会長	中 舛 京 子
委 員	川尻町社会教育委員	上 治 真 一
委 員	川尻町公民館運営審議会委員	北 村 正 次
委 員	川尻町小・中学校PTA連合会副会長	森 川 泰 博

(広島県)

顧 問	広島県地域事務所長	三 上 忠 彦
-----	-----------	---------

(監査委員)

監 査 委 員	呉 市 監 査 委 員	濱 純 三
---------	-------------	-------

(事務局)

事務局長	呉市広域行政推進室長	芝	山	公	英
事務局次長	呉市広域行政推進室主幹	佐	々	木	寛
事務局次長	川尻町企画課長	藤	吉	悦	男
事務局次長	川尻町総務課主幹	前	田	幸	治

第 3 回 呉市・川尻町合併協議会 議 案

議案第 4 号 平成 1 4 年度呉市・川尻町合併協議会決算・・・ P 1

平成14年度 呉市・川尻町合併協議会 歳入歳出決算書

歳入

(単位:円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	620,000	620,000	620,000	0	0	0
歳 入	合 計	620,000	620,000	620,000	0	0	0

歳出

(単位:円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 協議会費	1 協議会費	570,000	456,280	0	113,720	113,720
2 予備費	2 予備費	50,000	0	0	50,000	50,000
歳 出	合 計	620,000	456,280	0	163,720	163,720

歳入歳出差引額 163,720 円

平成14年度 呉市・川尻町合併協議会 歳入歳出決算事項別明細書

歳入

(単位:円)

款	項	目	予 算 現 額						調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備 考
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額	計	節						
							区 分	金 額					
1	分担金及び負担金	1 負担金	620,000			620,000	市町負担金	620,000	620,000	620,000	0	0	
歳入合計			620,000			620,000		620,000	620,000	620,000	0	0	

歳出

(単位:円)

款	項	目	予 算 現 額						支出済額	翌年度繰越額			不用額	説 明	
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及び繰越 事業費繰越額	予備費支出 及び流用増減	計	節		継 続 費 繰 越	事 故 繰 越				
								区 分				金 額			継 続 費 繰 越
1 協議会費	1 協議会費	1 協議会費	570,000				570,000			456,280	0	0	0	113,720	
								01 報酬	380,000	370,000	0	0	0	10,000	協議会委員報酬
								09 旅費	23,000	0	0	0	0	23,000	
								11 需用費	57,000	9,840	0	0	0	47,160	消耗品等
								12 役務費	33,000	0	0	0	0	33,000	
								13 委託料	77,000	76,440	0	0	0	560	協議会会議録反訳業務
2 予備費	1 予備費	1 予備費	50,000				50,000	0	0	0	0	50,000			
歳 出 合 計			620,000				620,000	620,000	456,280	0	0	0	163,720		

第3回 呉市・川尻町合併協議会

協議事項

行政制度等に関する協議

協議第19号 福祉制度の取扱い	1
協議第20号 介護保険事業の取扱い	3
協議第21号 国民健康保険事業の取扱い	3
協議第22号 保健・医療制度の取扱い	4
協議第23号 環境事業の取扱い	5
協議第24号 商工業・観光の振興	6
協議第25号 農林水産業の振興	7

市町村建設計画の作成に関する協議

協議第18号 新市建設計画	10
---------------	-------	----

行政制度等に関する調整方針及び協議事項

呉市と川尻町との行政制度等の調整については、合併に際し、行政制度の違いから両市町の住民生活に支障を来さないように行政の事務・事業（福祉，保健，医療，衛生，経済振興，まちづくり，学校教育，文化・スポーツ振興，上・下水道，消防・救急など）について、事前に調整を図るものです。

また、調整に当たっては、原則として呉市の制度に統一することを基本に、次の点に留意しながら協議を進めていくこととします。

- (1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくこととします。
- (2) 両市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していきます。
- (3) 川尻町制度に該当する呉市制度がない場合は、合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し、必要性や財政状況等を総合的に判断する中で、廃止あるいは段階的、経過的な措置を検討していきます。

	協議事項	内 容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）
16	各種事務事業の取扱い		<p>【調整方針に基づき、ジャンル別に個々の事業について調整を図っていきます。】</p> <p>原則として呉市の制度を適用し、又は統一していくものとする。</p> <p>ただし、従来からの経緯、実情を考慮し、住民生活に支障等を来さないよう調整していくものとする。</p>	
	協議第19号 福祉制度の取扱い	<p>児童，母子・父子，障害者，高齢者，生活保護・低所得者福祉など</p>	<p>呉市では、福祉事務所を設置し、担当部署と連携を図る中で、福祉に関するほとんどの事務を行っている。</p> <p>川尻町地域における福祉事務所関係の事務は、県の事務となっている。事務の内容により、町の福祉保健課や保健センター又は県の呉地域事務所厚生環境局（県の福祉事務所）が窓口となっている。</p> <p>福祉施策については、国・県の基準に基づき実施しているもののほか、国・県の制度に上乘せしたり、市又は町独自に制度を設け実施している。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・川尻町行政制度調整調書」P5～23のとおり</p> <p>【主な相違点】</p> <p>児童福祉 （別添資料「調書」P5～7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所： 保育料，保育時間が異なる（P5） ・放課後児童健全育成事業： 対象学年，利用時間，使用料が異なる（P6） 	<p>福祉制度については、呉市福祉事務所を中心に県の福祉事務所と連携し対応していくものとする。</p> <p>原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。</p> <p>保育料については第5回協議会へ提案予定</p>

障害者(児)福祉 (別添資料「調書」P 7 ~ 14)

- ・腎臓障害者通院交通費助成： 川尻町において実施 (P 9)

高齢者福祉 (別添資料「調書」P 14 ~ 19)

- ・敬老金等： 対象者，支給額が異なる (P 16)
- ・配食サービス： 実施形態が異なる (P 17)
- ・通院送迎サービス： 川尻町において実施 (P 17)
- ・老人クラブ(助成)： 範囲，助成額が異なる (P 18)
- ・敬老行事： 実施形態が異なる (P 18)
- ・高齢者公共交通機関利用助成： 呉市において実施 (P 18)

生活保護・低所得者福祉 (別添資料「調書」P 19 ~ 20)

- ・民生委員・児童委員： 次の改選期まで在任。報償費の額が異なる (P 19)

その他の福祉 (別添資料「調書」P 21)

- ・社会福祉協議会： 呉市社会福祉協議会に総合再編 (P 21)

協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）
協議第 20 号 介護保険事業 の取扱い	保険料，給付・ 提供サービス内 容など	<p>川尻町の 2 次認定審査業務を呉市が受託しているが，事業は市町がそれぞれ 単独で実施している。 保険料基準月額 は，呉市 3，370 円，川尻町 3，050 円となっている。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 20 のとおり</p> <p>【主な相違点】 保険料： 第 1 号被保険者保険料が異なる 電算システムが異なる</p>	<p>原則として呉市の制度に統一するもの とする。ただし，川尻町地域の介護保険 サービスの充実に努めるものとする。</p> <p>保険料については第 5 回協議会へ提案 予定</p>
協議第 21 号 国民健康保険 事業の取扱い	賦課方式，料 (税)率，給付・ 事業内容など	<p>呉市では国民健康保険法に基づく保険料，川尻町は地方税法に基づく保険税 で賦課・徴収している。 保険料（税）の算定は，川尻町は資産割があるが呉市にはない。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 20～21 のとおり</p> <p>【主な相違点】 給付の種類： 葬祭費支給額，保健事業が異なる（P 21） 賦課の状況： 賦課方式，保険料（税）率，納期が異なる（P 21）</p>	<p>原則として呉市の制度に統一するもの とする。</p> <p>保険料については第 5 回協議会へ提案 予定</p>

協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）
協議第 22 号 保健・医療制度の取扱い	各種保健事業， 予防，救急医療， 保健センターなど	<p>呉市は，歴史的経緯により「保健所政令市」として単独で保健所を設置し，各種の保健サービスを実施している。</p> <p>川尻町は，町の福祉保健課及び保健センターと県の呉地域保健所とが連携して保健サービスを実施している。</p> <p>救急医療については，同じ保健医療圏であり，呉市内の病院群輪番制病院（呉共済病院，中国労災病院など）の救急医療機関を利用している。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 24～31のとおり</p> <p>【主な相違点】</p> <p>保健サービス（別添資料「調書」P 24～30）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所等：体制，業務内容が異なる（P 24） ・食生活改善推進員の育成・助成：川尻町において実施（P 24） ・乳幼児健康相談：母子保健推進員を川尻町において設置（P 26） ・乳児一般健康診査：川尻町において実施（P 26） ・2歳児歯科健康教室：川尻町において実施（P 26） ・5・6歳児フッ素洗口：川尻町において実施（P 26） ・骨粗鬆症検診：川尻町において実施（P 27） ・在宅寝たきり老人訪問歯科診療：対象，内容，費用が異なる（P 28） 	<p>保健・医療制度については，呉市保健所を中心に県の呉地域保健所等と連携し対応していくものとする。</p> <p>原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては合併までに調整し，制度の統一を図っていくものとする。</p>

協議事項	内 容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）
協議第 23 号 環境事業の取 扱い	環境保全事業， し尿・ごみ収集 処理方法や体 制，助成制度， 芸南衛生組合な ど	<p>呉市は，環境保全に関する多くの事項（大気汚染，騒音・振動，水質汚濁，悪臭，産業廃棄物及び浄化槽業務）について，政令市の指定を受けるとともに，特例市としての権限を持ち，環境保全行政全般に積極的に取り組んでいる。</p> <p>ごみ処理については，呉市は焼却工場・破砕処理場・資源化施設・埋立処理場を市内に持ち，直営（一部業者委託）で収集処理している。また，平成15年3月に新ごみ処理施設(クリーンセンターくれ)を整備し，ごみの広域処理化（川尻町を含む1市7町）に 対応している。</p> <p>川尻町は，業者委託により収集している。不燃物については，町清掃センターに処理設備を持っているが，埋立処分は県処分場において処理している。</p> <p>し尿処理については，呉市は処理場1か所を市内に持ち，業者委託により収集処理している。</p> <p>川尻町は，安浦町と芸南衛生組合を組織し，安浦町内の処理施設で業者委託により収集処理している。</p> <p>斎場については，市町共に1か所ずつある。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 32～35のとおり</p> <p>【主な相違点】</p> <p>ごみ処理事業 （別添資料「調書」P 32～33）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集及び処理体制等： 収集方法，収集回数，手数料等が異なる（P 32） <p>し尿・浄化槽汚泥処理事業 （別添資料「調書」P 33～34）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集及び処理体制等： 実施主体，手数料等が異なる（P 33） <p>環境美事業業 （別添資料「調書」P 34～35）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化容器購入費補助： 内容，補助金額が異なる（P 34） ・飲料用容器回収事業： 川尻町において実施（P 35） ・火葬場： 使用料が異なる（P 35） 	原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，芸南衛生組合で実施しているし尿の収集処理体制(料金を含む)については，当分の間，現行のとおりとする。

協議事項	内 容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）
協議第 24 号 商工業・観光 の振興	各種振興事業， 助成制度・融資 事業，広域観光 の振興など	<p>呉市は，産・学・官の連携によるテクノコリドールの形成を始め，情報通信技術を活用した新産業・新技術創出の受皿づくりとして，呉地域産業振興センターやビジネスインキュベーション施設等の整備促進に取り組み，地域産業の振興を図っている。</p> <p>また，人がにぎわう都市づくりを目指し，中小企業・商店街の活性化に対する整備事業や補助事業，各種融資制度を設けるとともに，観光掲示板の設置や広域観光ルートの設定，観光ボランティアの育成など広域観光の振興にも努めている。</p> <p>川尻町は，活力ある地域経済を育てるまちづくりを目指し，伝統的地場産業である筆づくりの振興を図るとともに，商工会によるポイントカード事業や地域商品券の発行を支援するなど地域に根付く産業の振興に取り組んでいる。</p> <p>また，瀬戸内海国立公園に指定されている野呂山や多島美の瀬戸内海等，豊かな自然環境を生かし，広域的な利活用の検討を始め，観光の振興に力を入れている。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 36～39のとおり</p> <p>【主な相違点】</p> <p>商工業の振興（別添資料「調書」P 36～39）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所・商工会への補助： 内容が異なる（P 37） ・消費者活動の推進： 助成団体が異なる（P 39） <p>観光振興（別添資料「調書」P 39）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光振興団体： 観光協会への助成内容が異なる（P 39） ・観光振興事業： 運営体制が異なる（P 39） 	原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，川尻町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。

協議事項	内 容	市・町の現状及び参考資料	調整方針（合併協定案）
協議第 25 号 農林水産業の 振興	各種基盤整備， 振興事業など	<p>呉市・川尻町ともに，農林水産業振興のための基盤整備（農道・林道の整備，イノシシ等有害鳥獣対策，港湾の整備など）を始め，地域の実情に即した各種振興事業を実施している。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 40～45 のとおり</p> <p>【主な相違点】</p> <p>農業振興 （別添資料「調書」P 40～42）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産技術指導： 品評会の内容が異なる（P 40） ・個人農家への事業補助： 川尻町において実施（P 41） ・農業振興機関等： 川尻町において川尻町転作促進研修所を設置（P 42） <p>林業振興 （別添資料「調書」P 43～44）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有林の整備： 川尻町において造林作業員を配置（P 43） ・松くい虫対策： 実施方法が異なる（P 43） ・イノシシ等捕獲対策： 内容が異なる（P 43） ・森林公園等： 管理体制が異なる（P 43） <p>水産業振興 （別添資料「調書」P 44～45）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海浜清掃事業補助： 補助内容が異なる（P 44） ・漁業経営資金融資預託貸付： 内容が異なる（P 45） ・漁船保険： 内容が異なる（P 45） 	<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，川尻町地域の農林水産業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p>

協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）
まちづくり建設事業	道路，公園，住宅，港湾など	防犯灯・街路灯設置等補助の取扱い 市・町営住宅： 家賃の取扱いなど	第 4 回以降の協議会で協議予定
教育・文化・スポーツの振興	学校教育，生涯学習の推進，文化・スポーツ振興など	学校行事に伴う交通費の取扱い 児童生徒遠距離通学援助の取扱い 高校奨学金の取扱い 学校給食の取扱い 子ども会，文化芸術連盟，体育協会等の各種団体の調整統合，団体助成の調整 文化・体育施設の管理運営など	
人権行政の取扱いについて	人権政策・啓発，男女共同参画施策など	団体助成の調整 隣保館等の管理運営など	
コミュニティの振興等について	自治組織，国際交流・協力，広報・広聴活動，相談事業など	自治組織の調整統合 女性会等各種団体の調整統合，団体助成の調整 地区文化会館（集会所）の管理運営 広報紙・ホームページの統一など	
水道事業の取扱いについて	料金，賦課・徴収，基盤整備・維持補修など	料金格差の調整検討	
下水道事業の取扱いについて	使用料，助成制度，基盤整備・維持補修など	使用料格差の調整検討 受益者負担金，水洗化普及促進制度の調整検討	

	消防・防災体制整備について	消防・救急体制 消防団組織， 防災対策，交通安全対策など	消防団組織，報酬等の調整統合 防災行政無線システムの取扱いなど	
--	---------------	---------------------------------	------------------------------------	--

市町村建設計画の作成に関する協議事項

	協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）
17	協議第 18 号 新市建設計画	合併後のまちづくりビジョン， 事業計画作成	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例法第 5 条に規定されている。 市町の合併に際し，住民に合併後のまちづくりに関するビジョンを示し，合併に関する判断材料を提供するという役割と，いわゆる合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものである。 <p>また，市町建設計画を基礎としてさまざまな財政措置が講じられることになっている。</p> <p>現時点における詳細は，別紙「呉市・川尻町合併建設計画」(案)のとおり</p>	<p>第 2 回合併協議会で「呉市・川尻町合併建設計画（素案）」(まちづくりビジョン)を提案。</p> <p>地域振興事業については，現在，呉市，川尻町及び県で協議中である。</p>

第3回呉市・川尻町合併協議会資料

呉市・川尻町合併建設計画（素案）
（まちづくりビジョン）

目 次

計画策定の方針	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成	1
3 計画の期間	1
呉市・川尻町の概況	2
1 現況	2
2 呉市と川尻町との結び付き	5
3 川尻町のまちづくりの特色	5
合併の必要性と効果	6
1 合併の必要性	6
2 合併の効果	8
まちづくりの基本方針	10
1 まちづくりの目標	10
2 まちづくりの基本方針	11
3 呉市の役割	12
4 川尻町の役割	12
5 川尻町各地区の特性と土地利用の方針	13
まちづくり計画	
1 誰もが活躍できる健康福祉都市の形成	
2 人にやさしい環境共生・文化都市の形成	
3 多彩な地域資源を活かした産業創造都市の形成	
4 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成	
5 効率的・効果的な行財政運営	
公共施設の統合整備	
財政計画	

計画策定の方針

1 計画策定の趣旨

本計画は、第3次川尻町総合計画及び関連計画である第2次川尻町国土利用計画の理念を継承するとともに、第3次呉市長期総合計画との整合を図り、呉市と川尻町の合併後の新しいまちづくりを総合的、かつ、効果的に推進するため、合併後の新市のまちづくりの目標及びこの目標実現のための総合的な「まちづくり計画」を定めるものです。

呉市及び川尻町には、少子高齢化対策、産業振興、定住促進、さらには、総合的な交通体系の強化など、さまざまな行政課題があり、地域活性化に向けた施策の展開が求められています。

合併後は、呉市の拠点性を高めるため、高次都市機能や産業業務機能をさらに充実させるとともに、川尻町の生活環境の整備や産業振興をはじめ、優れた自然景観や歴史的資源の活用など、それぞれの特性や機能を相互に生かしたまちづくりが必要です。

そのため、合併後の新しいまちづくりの目標や基本方針を定めるとともに、総合的、計画的な施策項目を体系的に明らかにし、その具現化に努めることにより、両市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ります。

2 計画の構成

本計画は、次の項目で構成しています。

- 計画策定の方針
- 呉市・川尻町の概況
- 合併の必要性と効果
- まちづくりの基本方針
- まちづくり計画
- 公共施設の統合整備
- 財政計画

3 計画の期間

まちづくりの基本方針に基づく、「まちづくり計画」及び「財政計画」は、平成16年度から平成25年度までの10カ年計画とします。

呉市・川尻町の概況

1 現況

(1) 位置・特性

呉市

広島県の西南部，東経132°34′，北緯34°14′に位置する瀬戸内海に面した気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

市域面積は155.08km²，その内約54%が山林であり，平たん地が少なく，海まで張り出した山塊によって市街地が各地区に分かれています。臨海部は重工業地帯で占められ，急傾斜地に民家が密集した土地利用形態となっており，また，内陸部の丘陵地は，住宅地，工業団地，農地等として利用されています。

一方，こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ，灰ヶ峰，休山等からの瀬戸内の美しい島々や二河峡，二級峡の多彩な峡谷美の景観は，貴重な観光資源として，また，市民の憩いとレクリエーションの場としても親しまれています。

川尻町

川尻町は，広島県の中央南部の豊田郡に属し，西に呉市，東に安浦町が接し，南は瀬戸内海を隔てて，蒲刈町などの島しょ部の島々と面しています。また，平成12年1月の安芸灘大橋の完成によって，川尻町は本州と島しょ部とをつなぐ玄関口となっており，呉市の中心部との距離は約15kmで，JR呉線及び国道185号等によって結ばれています。

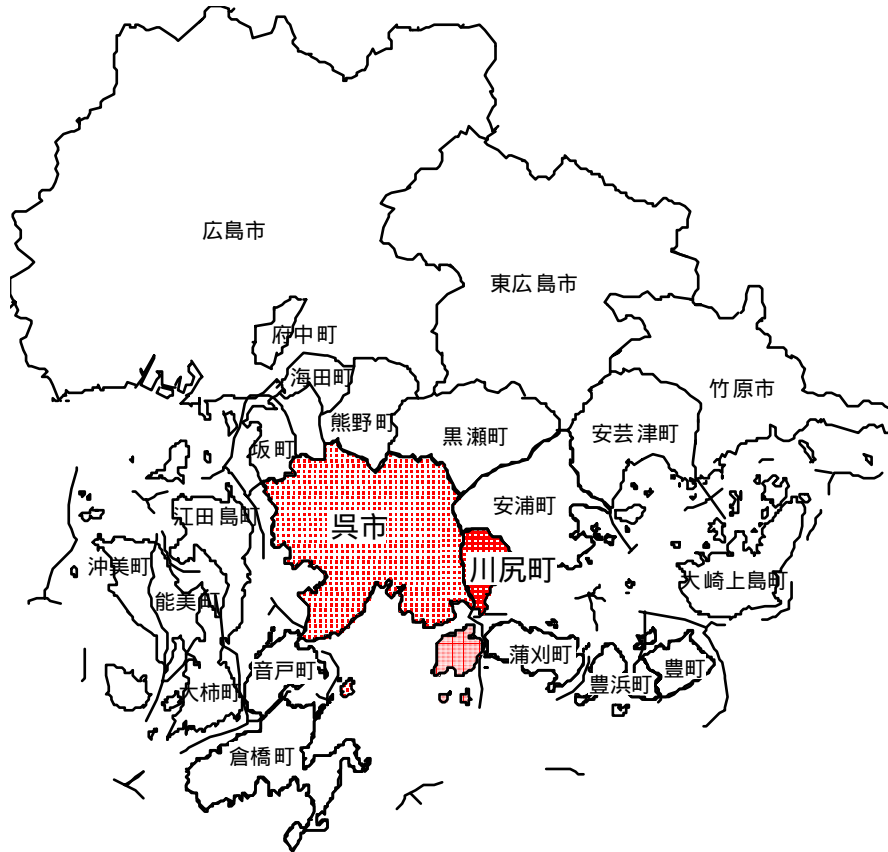
町域面積は，16.85km²と，県下では7番目に小さい町で，町のシンボルである国立公園野呂山は標高800m前後の高原を形成するとともに，膳棚山をはじめとした峰を擁しながら2本の尾根を中心部まで配し，さらに，東西においては，海岸付近まで尾根を延ばしています。

この尾根を縫うように西から江の川，光明寺川，大才川の3本の川が瀬戸内海に注いでおり，この河川沿いを中心に小規模ながらまとまった平坦地及び緩傾斜地などが形成され，さらに，海岸線に沿って帯状に平坦地が延びており，生活空間は瀬戸内海に開かれた形でコンパクトな形態となっています。

産業面の特性としては，伝統的な地場産業である「筆づくり」に加え，輸送用機械器具製造業等の企業が立地し，基幹産業として位置づけられています。

また，野呂山には，野呂高原ロッジ，展望台，オートキャンプ場など，数多くの施設が整備されており，岩海遊歩道と合わせ広域的な野外レクリエーションゾーンとしての機能を有しています。さらに，沖合に浮かぶ緑豊かな無人島・柏島は，安芸灘諸島の他の島々とともに，自然環境が保全され，瀬戸内海の美しい景観をより特徴づけており，これらの自然・歴史・文化的資源を大切にしまちづくりが進められています。

位置図



(2) 歴史

呉市

明治19 (1886) 年	第二海軍区軍港に指定
明治22 (1889) 年	呉鎮守府開庁
明治35 (1902) 年	和庄町・莊山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し市制施行
明治36 (1903) 年	呉海軍工廠設立
昭和3 (1928) 年	吉浦町・阿賀町・警固屋町の3町を編入
昭和16 (1941) 年	広村・仁方町の2町村を編入
昭和26 (1951) 年	呉港が重要港湾に指定され、翌年呉市が港湾管理者となる。
昭和31 (1956) 年	天応町・昭和村・郷原村の3町村を編入
平成6 (1994) 年	呉市と周辺12町が呉地方拠点都市地域に指定
平成12 (2000) 年	特例市に指定
平成14 (2002) 年	市制施行100周年
平成15 (2003) 年	下蒲刈町を編入

川尻町

明治22 (1889) 年	市制町村制の施行により、川尻村となる。
大正11 (1922) 年	町制を施行
昭和25 (1950) 年	野呂山が瀬戸内海国立公園に指定
昭和31 (1956) 年	境界変更によって賀茂郡から豊田郡に移管
昭和33 (1958) 年	町村合併促進法に伴い、安登村の一部小用地区を編入
昭和60 (1985) 年	野呂山頂に「筆づくり資料館」完成
平成5 (1993) 年	町総合文化センター完成
平成12 (2000) 年	「安芸灘大橋」完成

(3) 人 口 (呉市分には , 平成15年 4 月 1 日に合併した旧下蒲刈町分を含む。)

人口推移

(国勢調査)

(人)

	S55年	S60年	増減数	H 2年	増減数	H 7年	増減数	H12年	増減数
呉 市	238,640	230,359	-8,281	220,259	-10,100	212,697	-7,562	205,382	-7,315
川尻町	10,185	10,661	476	10,686	25	10,603	-83	10,380	-223
合 計	248,825	241,020	-7,805	230,945	-10,075	223,300	-7,645	215,762	-7,538

年齢階層別人口構成

(国勢調査)

(人)

	H 7年			H12年					
	0 ~ 14歳	15 ~ 64歳	65歳以上	0 ~ 14歳	増減数	15 ~ 64歳	増減数	65歳以上	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
呉 市	29,684	143,657	39,347	27,694	-1,990	133,365	-10,292	44,318	4,971
	14.0%	67.5%	18.5%	13.5%	-6.7%	64.9%	-7.2%	21.6%	12.6%
川尻町	1,732	7,068	1,803	1,441	-291	6,793	-275	2,145	342
	16.3%	66.7%	17.0%	13.9%	-16.8%	65.4%	-3.9%	20.7%	19.0%
合 計	31,416	150,725	41,150	29,135	-2,281	140,158	-10,567	46,463	5,313
	14.1%	67.5%	18.4%	13.5%	-7.3%	65.0%	-7.0%	21.5%	12.9%

就業構造

(国勢調査)

(人)

	H 7年			H12年					
	1次産業	2次産業	3次産業	1次産業	増減数	2次産業	増減数	3次産業	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
呉 市	1,695	33,821	67,929	1,064	-631	29,429	-4,392	65,296	-2,633
	1.6%	32.6%	65.5%	1.1%	-37.2%	30.5%	-13.0%	67.6%	-3.9%
川尻町	120	2,594	2,473	69	-51	2,276	-318	2,557	84
	2.3%	49.9%	47.6%	1.4%	-42.5%	46.4%	-12.3%	52.1%	3.4%
合 計	1,815	36,415	70,402	1,133	-682	31,705	-4,710	67,853	-2,549
	1.7%	33.4%	64.6%	1.1%	-37.6%	31.2%	-12.9%	66.9%	-3.6%

2 呉市と川尻町との結び付き

(1) 日常生活圏の一体性

川尻町は呉市の中心部と約15kmの距離にあり、JR 呉線及び一般国道185号等によって結ばれ、呉市営バスが運行するなど、以前から住民間の交流も活発です。

また、川尻町から呉市への通勤・通学の割合は、それぞれ通勤人口の36.5%、通学人口の55.2%であるなど、両市町は一体的な生活圏を形成しています。

さらに、買い物など日常生活でも、川尻町の日用品（最寄品）の19.1%が呉市で購入されているほか、医療機関の利用においても40.4%が呉市への通院となっているなど、両市町は非常に強いつながりがあります。

(2) 呉市と川尻町による広域行政

呉市と川尻町は、呉地方拠点都市地域の指定（平成6年9月）を契機に人材育成、地域間交流、教養文化活動等のソフト事業を共同して実施するため、呉広域市町村圏としてふるさと市町村圏の選定を受け、一部事務組合である「呉広域行政事務組合（1市8町で構成）」（昭和47年設立の呉広域市町村圏振興協議会を発展解消）を平成7年8月に設立しています。

また、平成13年4月からは広域行政圏域の見直しに伴い、江能広域市町村圏との統合がなされ、新たに「呉広域行政事務組合（1市12町で構成）」がスタートし、平成15年4月の呉市と下蒲刈町の合併に伴い1市11町での構成となっています。

(3) 国、県の管轄等

呉市と川尻町は、衆議院議員選挙区をはじめ、県の地域事務所、教育事務所、警察署管轄区域（広警察）、さらに国の機関である社会保険事務所の区域も同一の管内となっています。

3 川尻町のまちづくりの特色

川尻町は、一人ひとりが大切にされ、住民が参加し活躍できるまちづくりを進める観点から、都市像として「野呂山と瀬戸内海が奏でる『人が輝くまち・かわじり』」を掲げ、基本テーマとして「参加が生み出す暮らしの芸術文化」を設定しています。

こうしたまちづくりの基本方向に基づき、海拔839m、山頂に34haの大高原を形成している瀬戸内海国立公園野呂山には、国民宿舎、絵のある休憩室、キャンプ場など「遊び、学び、感じる自分探しの快適高原づくり」を進め、全町的に芸術村やペイノロールなど芸術創造エリアとしての魅力づくりを推進しています。

また、コンパクトな地域空間の特色を生かすとともに、全町的な機能構成を踏まえながら、都市機能の充実や魅力づくりに努め、拠点ゾーンの整備、創出に取り組んでいます。

合併の必要性と効果

1 合併の必要性

(1) 生活圏の一体化と住民ニーズの多様化に伴う対応

近年のモータリゼーションの著しい進展や情報通信手段の発達などにより住民の日常生活圏は、ますます拡大しており、行政においても従来の行政区域を超えた広域的な対応が強く求められています。

また、住民ニーズも多様化を続けており、都市基盤や生活環境、福祉、教育、産業等の住民生活を取り巻く分野においても、ますます広域的な取り組みが求められています。

そのため、両市町が一体となって、より効率的・効果的な行財政運営に努め、住民サービスの質的向上を図る必要があります。

こうした中、行政レベルでは、すでに消防、ごみ処理などの分野において一体的な対応を行っています。また、呉市と川尻町とは、通勤・通学圏、商圈、医療圏など、住民の日常生活圏が一体化しており、既に一つの「まち」ともいえるほどになっています。

(表1 通勤・通学状況(15歳以上):平成12年国勢調査) (人・%)

区分	町内	第1位	第2位	第3位
通勤	2,226 45.4	呉 1,792 36.5	広島 191 3.9	安浦 187 3.8
通学	68 10.6	呉 355 55.2	広島 117 18.2	黒瀬 22 3.4

図 通勤

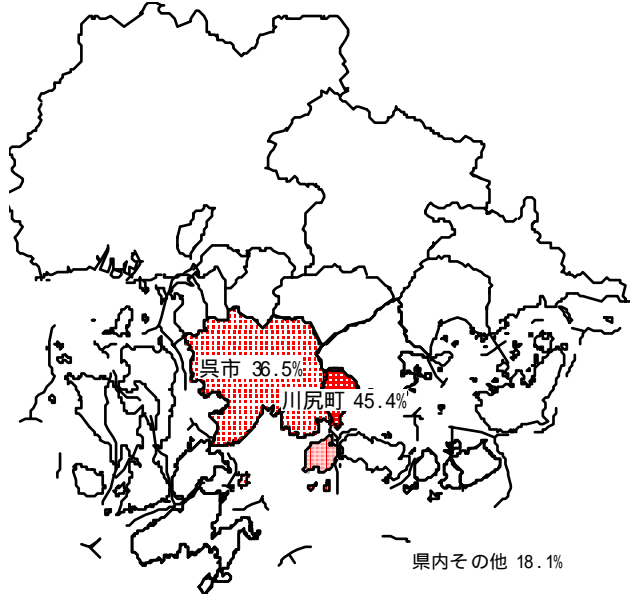
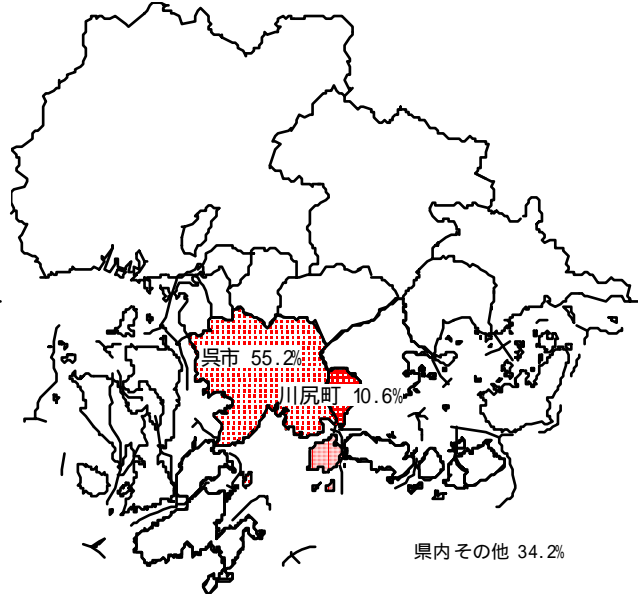


図 通学



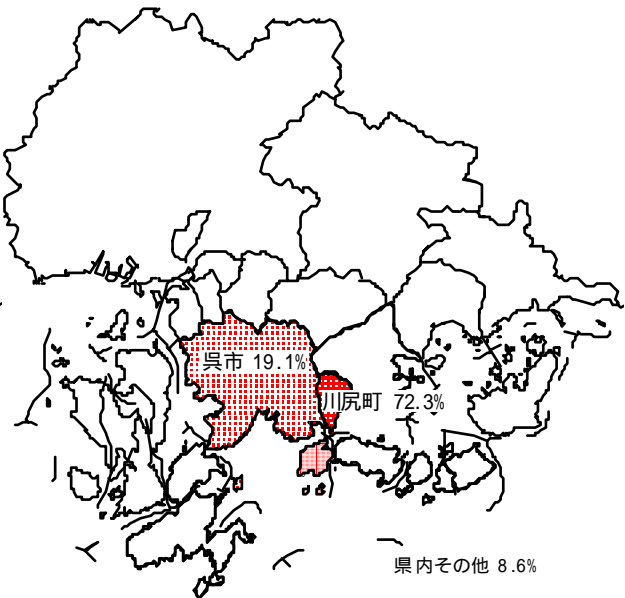
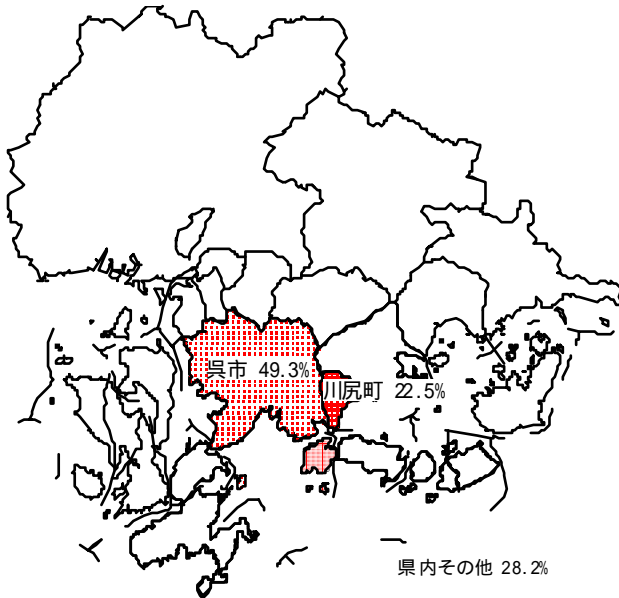
(表2 商圈：平成12年度広島県商圈調査)

(%)

区分	町内	第1位	第2位	第3位
買回品	22.5	呉	49.3	広島
最寄品	72.3	呉	19.1	広島

図 買回品

図 最寄品



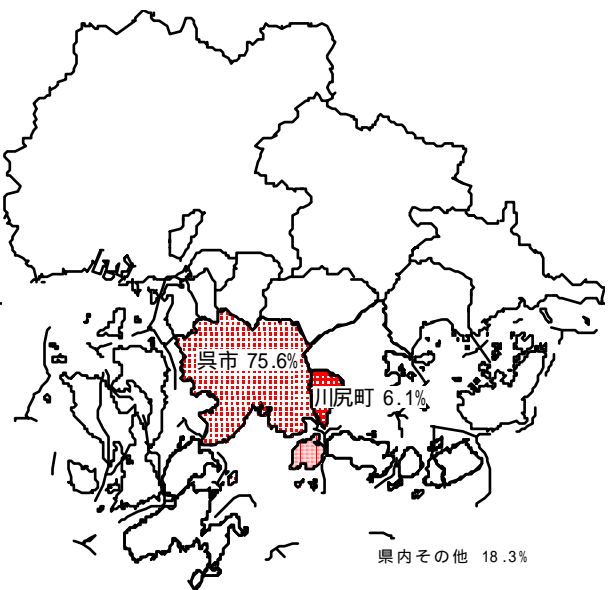
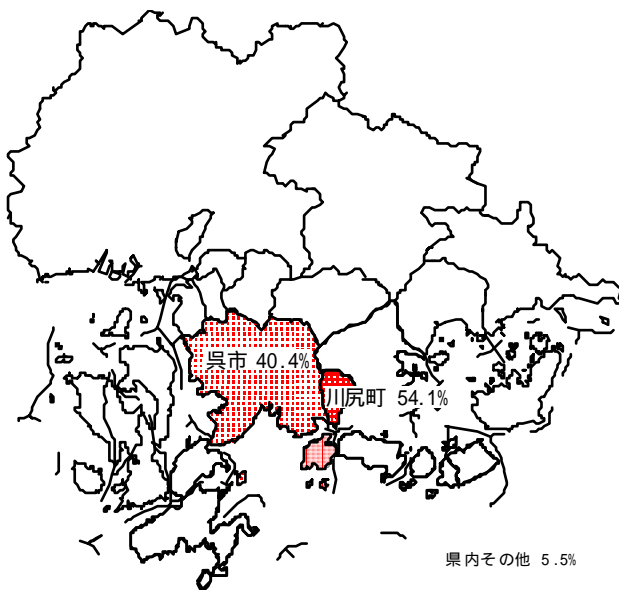
(表3 医療圏：平成7年広島県患者調査)

(%)

区分	町内	第1位	第2位	第3位
通院	54.1	呉	40.4	広島
入院	6.1	呉	75.6	黒瀬

図 通院

図 入院



(2) 時代の潮流への対応

近年の社会経済情勢は、高齢化、国際化、情報化の進展など大きく変化するとともに、余暇時間の増加や物の豊かさから心の豊かさを求める意識が高まるなど、個人の価値観が多様化、高度化しており、行政においてもこれらへの的確な対応が求められています。

また、21世紀は「福祉の時代」、「地方分権の時代」ともいわれ、少子・高齢化の急速な流れの中で、少子化に伴う人口減対策と高齢化に伴う保健・福祉施策の充実等が大きな課題であるとともに、自治体の自主性、自立性を尊重し、地域住民の自己決定権を拡充していく地方分権の考え方が時代の潮流となり、地域ごとの創意工夫による個性的な魅力あるまちづくりが求められています。

こうした時代の潮流を踏まえたまちづくりを進めるためには、長期的な目標を掲げ、すべての施策の面で有機的連携を図りながら、住民と行政が一体となって新たなシステムを構築し施策展開を図ることが重要な課題となっています。

このため、合併によって都市経営を効率的・効果的に実施し、行財政基盤の整備・強化を推進する必要があります。

(3) 広域行政と合併

広域市町村圏を単位とし、一部事務組合等を活用した事務の共同処理を幅広く行う広域行政制度は、一定の成果も上がっていますが、総合的な行政主体として、迅速・的確な意思決定や事業展開をするためには、単一の自治体であることが最適です。

2 合併の効果

(1) 広い視野でのまちづくりの施策展開と個性的な地域づくりの推進

これまで、別々に実施してきた各種事業を一体的、効率的に実施することが可能となり、土地利用についても、より広い範囲で検討することにより、より広い視野で施策展開を図り、効率的・効果的な事業を推進することが可能となります。たとえば、呉市と川尻町は、JR呉線と国道185号などにより、一体的な交通網で結ばれていますが、JRや幹線道路の機能充実を一体的、効率的に図ることが可能となります。

また、合併後における川尻町の役割や機能を明確にすることで、地域の特性を生かしたまちづくりを推進しながら、地域の均衡ある発展や新市の一体性の速やかな確立を図ることが可能になります。

(2) 各種サービスの充実による住民の利便性の向上

日常生活圏と行政区域が一致することにより、窓口サービスや保育所等の施設利用など、様々な公共施設の利用が広域的に可能となり、住民の利便性がより一層向上することが期待できます。

また、川尻町では、各種のサービス（保健・福祉、環境、産業、まちづくり、教育・文化などの分野）の一層の充実が期待できます。

(3) 道路網などの生活インフラの整備促進

現在、川尻町で進められている上下水道、町内生活道路、防災関連事業などの生活環境整備を合併建設計画に位置付けることにより、一層の整備促進が図られ、また、

合併に伴う行財政基盤の強化により、重点的な投資が可能となり、各種都市インフラ整備がそれだけ早く実現できます。

(4) 消防・救急・防災体制の強化

平成13年3月に芸予地震が起こり、災害に対する体制整備の必要性が再認識されたところですが、川尻町においても、消防・救急・防災面における機能充実の必要性が強く求められています。

現在、川尻町の消防・救急業務は呉市が受託しており、今後は、地元消防団組織と呉市の消防署や出張所との更なる連携により、消防・防災体制や初期救急体制の強化・充実が促進されます。

まちづくりの基本方針

1 まちづくりの目標

(1) 瀬戸内海の多彩な資源を生かした海洋交流都市圏の形成

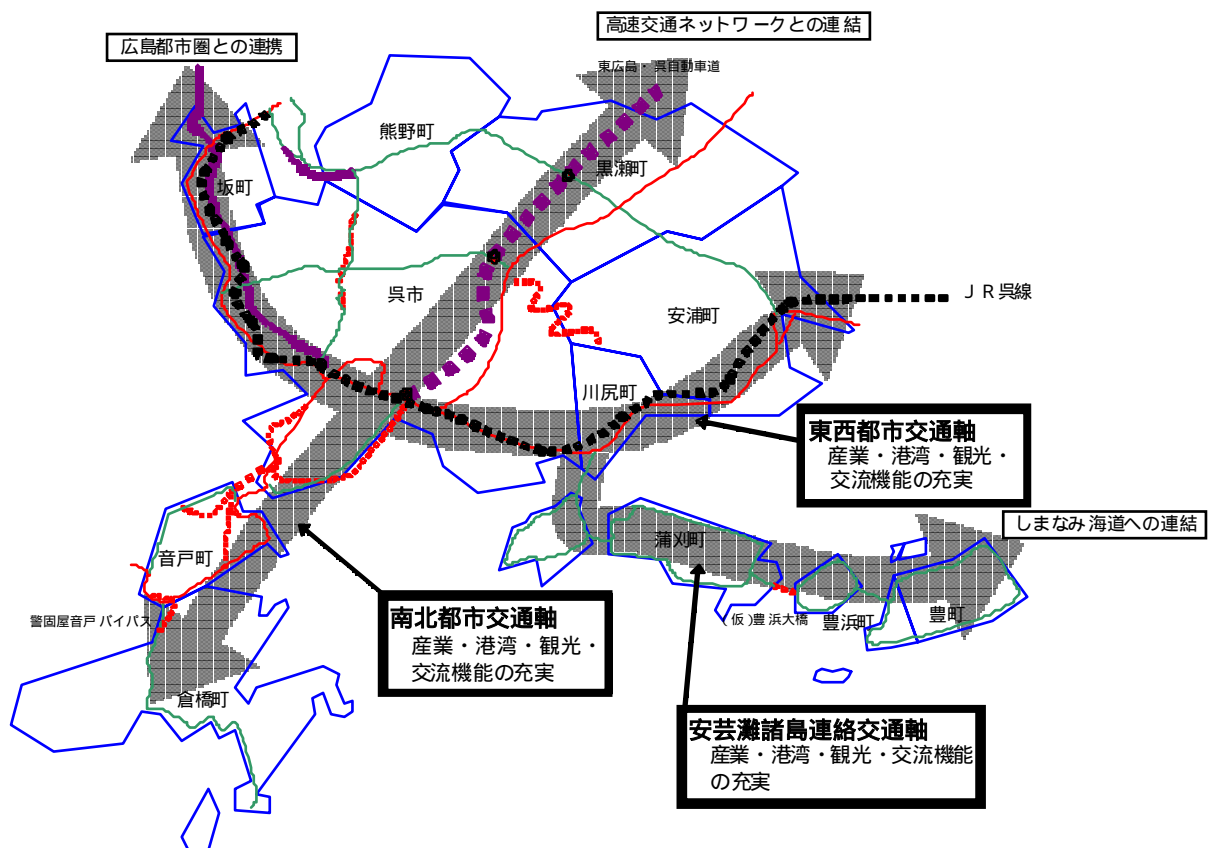
新呉市は、中国・四国地域における海洋拠点都市，広島都市圏の東部拠点都市，そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を充実させ、さらに、国内外との多様な交流拠点機能，定住機能，滞在機能など各地域の特性を生かした機能の分担を図ることで、圏域の一体化と一層の発展を実現させます。

また、新市のまちづくりに当たっては、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性や学術研究機関などの人的資源，さらには、歴史・文化資源や豊かな自然など多彩な地域資源を最大限活用しながら、自立した都市圏の形成を目指します。

(2) 産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

新呉市は、拠点都市として一層の産業業務機能や情報通信機能の充実など高次都市機能の強化を図るとともに、総合的な交通体系の整備をはじめ、東西・南北の都市交通軸を強化させ、多様な都市機能の充実を図りながら、産業，港湾，観光，交流の連携促進を図ります。

さらには、自然環境を保全，活用，創造するとともに、市民が安心して生活できる環境に調和した住環境の整備をはじめ、新しい潮流の中で21世紀の課題に対応したまちづくりを進め、市民が誇りと魅力を感じることができる都市を目指します。



2 まちづくりの基本方針

(1) 誰もが活躍できる健康福祉都市の形成

21世紀のキーワードの一つである「少子高齢化」への対応は、新市の大きな課題の一つです。

市民の誰もが生涯にわたって、心身ともに健やかで生き生きとした生活を送るには、保健・医療・福祉の連携による総合的で多様な地域福祉サービスの充実が求められています。

このため、住民相互の支え合いを基本とした共助・協働型福祉活動を推進し、地域の多様なニーズに柔軟に対応する地域福祉活動の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人等、すべての人にやさしいまちづくりを推進し、住みやすく住んでみたい「定住するまち」を目指します。

さらには、情報技術の活用を図りながら、保健・医療・福祉の地域拠点の整備を推進し、社会全体で支える福祉サービスの充実、健康づくりの推進、地域福祉推進体制の強化を進めるとともに、消防・救急体制の強化をはじめ、防災、交通安全・防犯対策の推進など、安全なまちづくりを進め、市民のライフステージに合わせた、市民誰にもやさしく、また、誰もが健康で安心して生き生きと活躍できる「健康福祉都市」を目指します。

(2) 人にやさしい環境共生・文化都市の形成

成熟化社会の進展に伴い、個性と創造性の志向が高まり、市民一人ひとり多様な価値観を認めあい、「住む」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」「育む」「癒す」などの様々な局面で、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる、心の豊かさを育てる環境づくりは、まちづくりの重要な施策の一つです。

そのため、自然と人間が共生し持続的発展を可能とする「人と地球に優しく環境に調和したゼロエミッション（廃棄物ゼロ）都市」を目指して、循環型社会システムを構築するとともに、上下水道や生活道路などインフラ整備、緑地化、親水空間の創出などを図り、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を進めます。

また、新しい時代を担う子どもたちの「生きる力」を育み、心身ともにバランスのとれた発達を促すための教育環境の整備をはじめ、スポーツや文化・生涯学習など、市民が個性と能力を発揮し、生涯を通じて学び育む場や機会の充実を図るなど、人間形成の環境整備を進め、ゆとりと潤いのある「環境共生・文化都市」を目指します。

(3) 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

これまで地域経済を支えてきた製造業、農林水産業など既存産業の振興、育成はもとより、時代を先駆ける新産業づくりは、雇用機会の創出とともに、地域の活性化に大きく寄与するものです。

そのため、学術研究機関などの人的資源、また、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性を生かしながら、新市の立地条件や都市基盤を活用しつつ、広島国際大学や呉大学など高等教育機関や国、県、民間の試験研究機関との連携を図り、産学官の連携による海洋環境産業や医療・福祉産業、情報・通信産業など瀬戸内発信型の新産業の創出を図ります。

また、新市がもつ多様な歴史的・文化的な地域資源等を最大限活用し、それぞれ

の魅力を共有・享受することにより、多彩な光輝く地域を目指すとともに、「(仮称) 海事博物館」を核とした観光振興や歴史学習の場づくりなどを積極的に推進するなど、工業、商業、農林水産業、観光産業など各産業の連携・融合化を促進し、圏域内外からの交流人口の増加を図り、地域性豊かな活力と賑わいのある「産業創造都市」を目指します。

(4) 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

新市の地理的・歴史的特性を生かし、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を分担することで、地域の一体的な発展を図る必要があります。

そのため、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、さらには、滞在機能など各地域の特性を生かした機能分担を図ることで多機能都市を形成し、地域の自立的発展を促しながら、圏域の一体化と一層の発展を図ります。

また、拠点都市としてふさわしい総合交通体系をはじめ、産業業務機能、情報通信機能、港湾機能の充実など高次都市機能を強化するとともに、多様な交流機能の充実を図り、「海洋交流都市」を目指します。

(5) 効率的・効果的な行財政運営

良好な行政サービスの提供はもとより、時代の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を目指し、事務事業や組織機構の見直しをはじめ、職員の定員管理や資質向上に努めます。

また、財政基盤強化のため自主財源の確保に努めるとともに、限りある財源を有効に活用する手法の導入を図ります。

3 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や多様な就業・就学機会、保健・医療・福祉、文化、都市的賑わいなどの機会を提供するため、総合的な交通ネットワークの整備をはじめ、産業業務機能、港湾機能、情報通信機能の充実を図るとともに、保健所など中核市の機能を十分に生かし、少子高齢化対策をはじめ、教育、環境、福祉施策の充実などより一層、高次都市機能を強化し、新市の拠点性の向上と地域の連携による一体的な発展を図ります。

4 川尻町の役割

新市の拠点性の向上及び定住機能の強化、さらには、地域の活性化を図る観点から、コンパクトな地域空間の特色を生かした魅力あるまちづくりを推進するとともに、地場産業の振興に努め、多様な活動を支える自立したサブ拠点としての機能を充実します。

また、国立公園野呂山の優れた自然景観や歴史的資源を活用しながら広域的なレクリエーション機能の充実を図ることで、自然を体感するゾーンとしての役割を担うことが期待されます。

5 川尻町各地区の特性と土地利用の方針

川尻町には、安芸灘大橋の開通により、安芸灘諸島との結節点となった小仁方地区、行政機能や商業機能など主要な都市機能が集中する中央地区、自然海浜が残されている小用地区、さらには、瀬戸内海国立公園野呂山の緑豊かな自然など、多様性に富んだ資源があります。

こうした各地区の特性を生かしながら、質の高い土地利用を総合的、かつ、計画的に推進し、市域全体の均衡ある発展を目指すことを基本とした土地利用を図ります。

【中央地区】

行政機能のサブ拠点、計画的な住環境及び港湾・交流拠点づくり

支所機能や保健センターを整備し、保健・福祉のサブ拠点としての機能や行政機能の充実を図り、地域密着型サービスの展開に努めます。

生活幹線道路や下水道などの整備を図り、居住機能を充実します。

J R安芸川尻駅及び駅周辺の総合的な整備とともに、J R呉線の機能強化を促進します。併せて、国道185号の機能強化を図り、総合交通体系の整備を進めます。

川尻港西港地区の整備を促進し、港湾・交流拠点としての機能充実を図ります。

【小用地区】

快適居住環境づくり

用途地域を拡大することにより居住地区としての適正な土地利用を図ります。

生活幹線道路や下水道の整備、さらには、防災対策などを推進し、居住機能を充実します。

【小仁方地区】

安芸灘諸島と連携した産業・交流拠点づくり

安芸灘諸島との結節点という地理的特性を生かし、交流機能の強化を図ります。

工業系と住宅系からなる土地利用形態となっており、安芸灘諸島との連携による地域振興や都市機能としての下水道の整備を計画的に推進します。

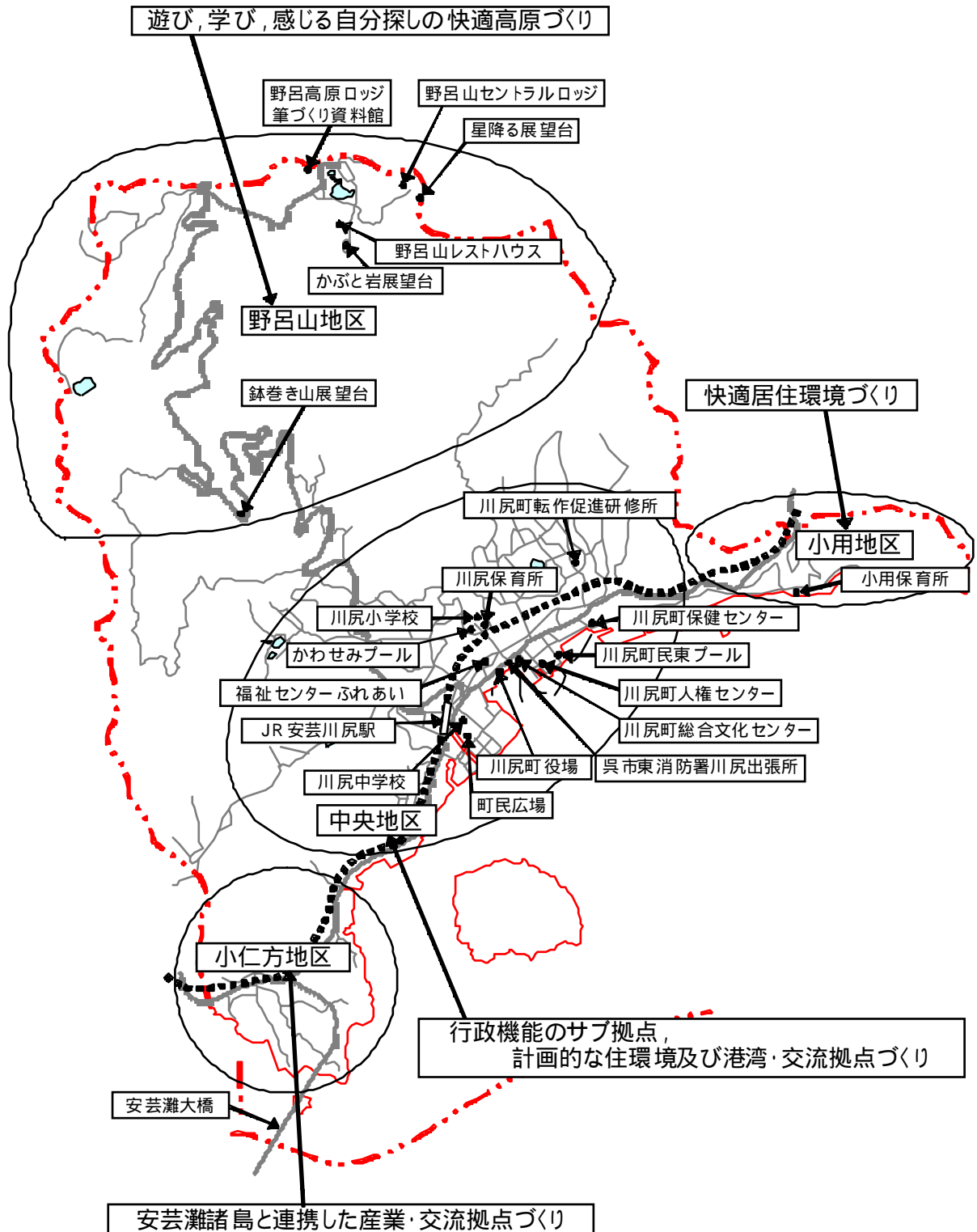
【野呂山地区】

遊び、学び、感じる自分探しの快適高原づくり

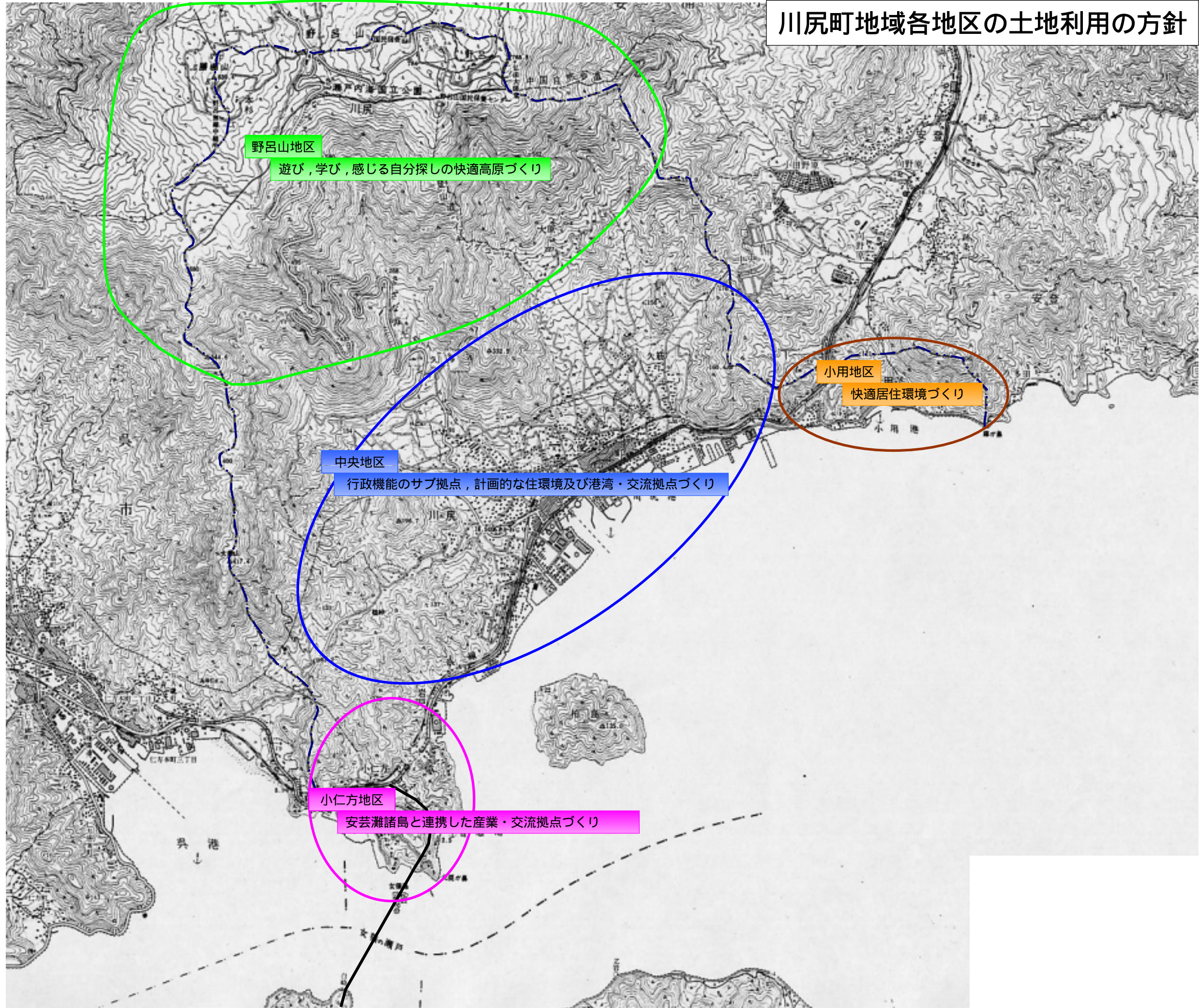
野呂山の豊かな自然や既存施設等を活用するとともに、キャンプや山登りなど、アウトドアスポーツの拠点としての利用促進を図ります。

呉市の都市型観光機能と野呂山の自然体験型観光機能の連携を図り、周遊性のある個性豊かな観光・レクリエーション機能を強化し、交流人口の増加を図ります。

川尻町の主な施設及び各地区の土地利用イメージ



川尻町地域各地区の土地利用の方針



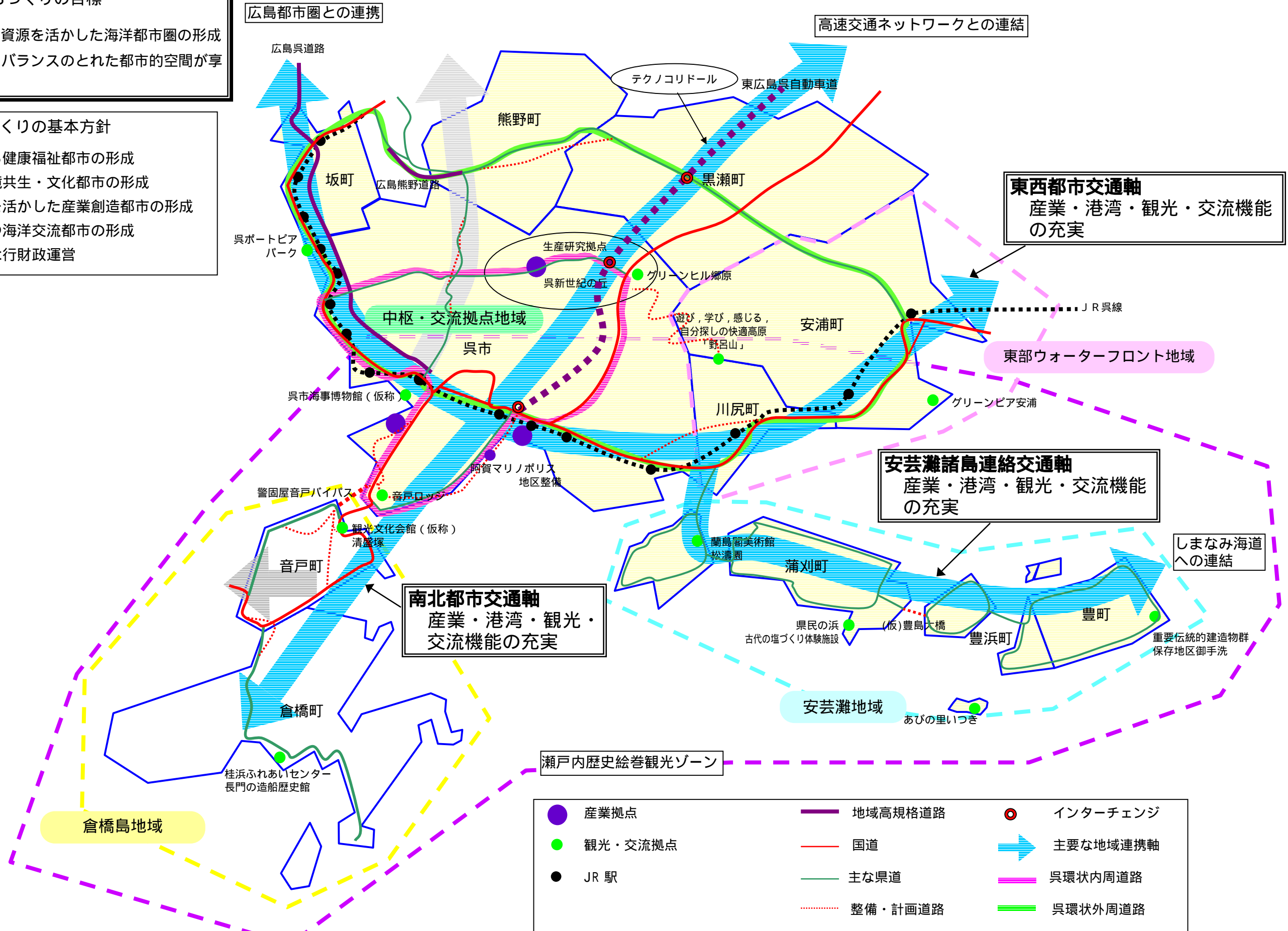
呉地域将来ビジョン

まちづくりの目標

瀬戸内海の多彩な資源を活かした海洋都市圏の形成
産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

まちづくりの基本方針

誰もが活躍できる健康福祉都市の形成
人にやさしい環境共生・文化都市の形成
多彩な地域資源を活かした産業創造都市の形成
持続的活力を持つ海洋交流都市の形成
効率的・効果的な行財政運営



産業拠点	地域高規格道路	インターチェンジ
観光・交流拠点	国道	主要な地域連携軸
JR 駅	主な県道	呉環状内周道路
	整備・計画道路	呉環状外周道路